

1. 資本関係のある者（例）

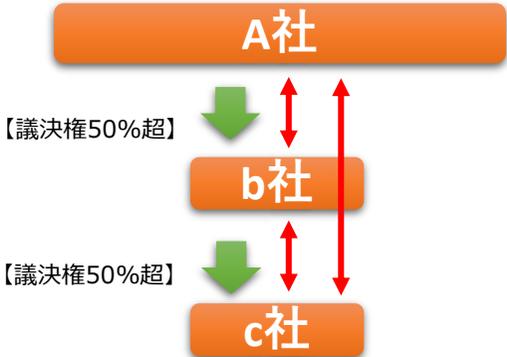
イメージ図① <親会社等と子会社等の関係>



- A社は、b社及びc社の親会社等
※総株主の議決権の50%超を所有
- b社及びc社はA社の「子会社等」。
- b社、c社は「子会社等」同士の関係となる。

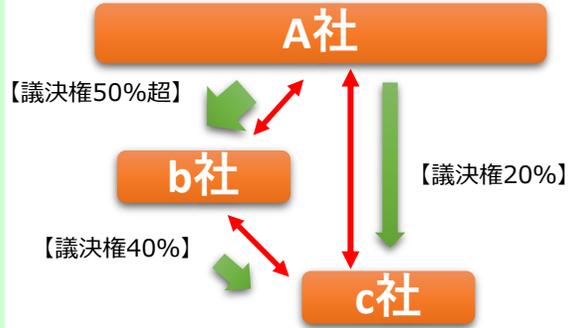
↔ = 同一案件の入札不可 ※他の図も同様

イメージ図② <親会社等と子会社等の関係>



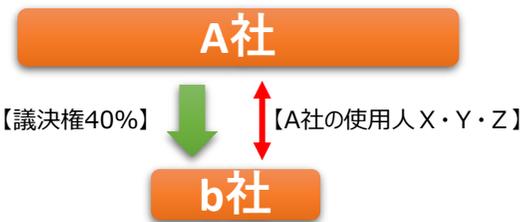
- b社はA社の「子会社等」、c社の「親会社等」に該当。
- A社は自己の「子会社等」のb社を通じて、c社の議決権の50%超を所有するためc社の「親会社等」に該当。

イメージ図③ <親会社等と子会社等の関係>



- b社はA社の「子会社等」
- A社は自己のc社に対する議決権20%と、b社がc社に対して有する議決権40%を合わせてc社を支配。
- よって、A社はc社の「親会社等」に該当。

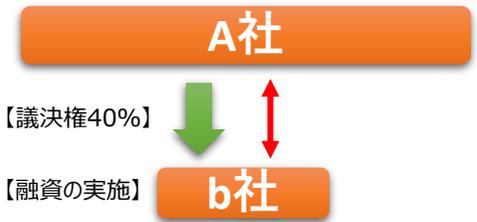
イメージ図④ <親会社等と子会社等の関係>



【b社 = 取締役会設置会社（3名）
＜取締役 X・取締役 Y・取締役 Z＞】

- A社はb社の議決権を40%所有（50%未満）
- b社の取締役が全員A社の使用人
- 上記2点により、A社はb社を「経営を支配」と認定
- よって、A社はb社の「親会社等」

イメージ図⑤ <親会社等と子会社等の関係>



- A社はb社の議決権を40%所有（50%未満）
- b社の資金調達額（貸借対照表の負債に計上）のうち、A社が行った融資（債務の保証及び担保の提供含む）の割合が50%超
- 上記2点により、A社はb社を「経営を支配」と認定
- よって、A社はb社の「親会社等」

財務及び事業の方針を決定している場合（「経営を支配」）

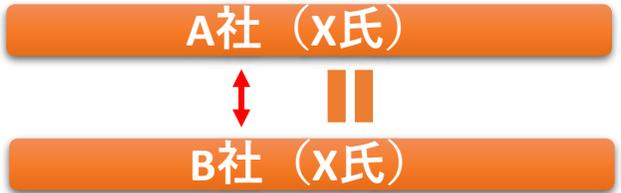
条文	議決権割合に関する判定基準	その他の判定基準
1号	50%超	-
2号イ	40%以上	a)出資、人事、資金、技術、取引等において緊密関係にあることにより同一内容の議決権を行使すると認められる者・同一内容の議決権を行使すると同意している者の議決権を合わせて50%超
2号ロ	50%以下	b)取締役会その他これに準ずる機関の過半数
2号ハ		c)重要な財務・事業の方針の決定を支配する契約等の存在
2号ニ		d)資金調達額の総額に対する融資額が50%超
2号ホ		e)自己が他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
3号	40%未満	a) かつ b)~e)のいずれか

※会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の2より概要を抜粋

同一入札における一定の資本関係又は人的関係のある者の参加制限イメージ図等②

2. 人的関係（例）

イメージ図⑥ <役員兼任>



- X氏がA社及びB社の社長を兼任。
- X氏がA社及びB社の役員を兼任。
- X氏がA社の役員、B社の管財人。
- X氏がA社の管財人、B社の管財人。

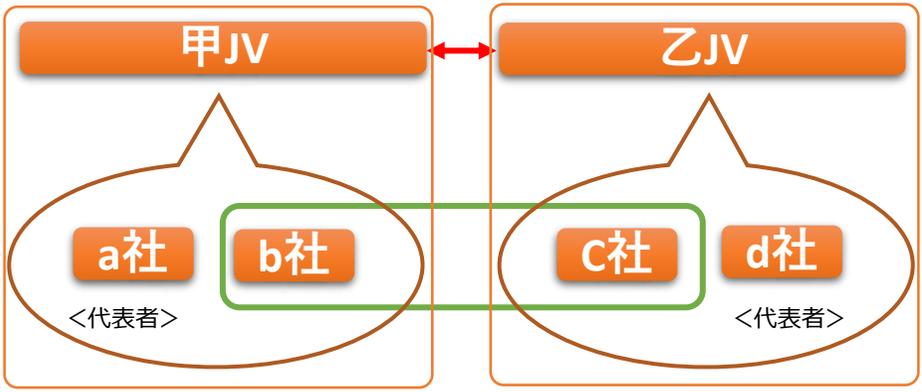
3. 事業所を同じくする場合（例）

事例

● A社及びB社の事務所が、入口が同一で、事務所スペースは区分されておらず、電話機やパソコンを共用し、両社の業務の情報は相互に遮断されていない

4. 同一入札におけるその他の参加制限（1, 2, 3と同視できる関係があると認められる場合）（例）

イメージ図⑦ <JV（組合も同一）の関係>



- 構成員同士(b社・c社)が下記に該当する場合、甲JV・乙JVは同一案件参加不可。
 - ① 親会社等と子会社
 - ② 親会社等を同じくする子会社同士
 - ③ 同一の者に経営を支配される会社等同士
 - ④ 役員又は管財人を兼任
 - ⑤ 組合とその構成員※なお、構成員が代表者の場合に限らない。

★ 1～4全てのケースで「組合・JV・個人」を含みます。